

地方(一) 警察

一、警察の組織は、地方自治法に規定する如く、警察官は、地方自治体の職員として、その職務を執行する。警察官の任用は、地方自治体の長官が行う。警察官の給与は、地方自治体の長官が決定する。警察官の懲戒は、地方自治体の長官が行う。

二、警察の業務は、地方自治法に規定する如く、警察官は、その職務を執行する。警察官の業務は、地方自治体の長官が行う。警察官の業務は、地方自治体の長官が行う。

三、警察の組織は、地方自治法に規定する如く、警察官は、地方自治体の職員として、その職務を執行する。警察官の任用は、地方自治体の長官が行う。警察官の給与は、地方自治体の長官が決定する。警察官の懲戒は、地方自治体の長官が行う。

四、警察の業務は、地方自治法に規定する如く、警察官は、その職務を執行する。警察官の業務は、地方自治体の長官が行う。警察官の業務は、地方自治体の長官が行う。

五、警察の組織は、地方自治法に規定する如く、警察官は、地方自治体の職員として、その職務を執行する。警察官の任用は、地方自治体の長官が行う。警察官の給与は、地方自治体の長官が決定する。警察官の懲戒は、地方自治体の長官が行う。

別記

指令 警察官

一、本部は、警察官の職務を執行する。警察官の任用は、本部が行う。警察官の給与は、本部が決定する。警察官の懲戒は、本部が行う。

二、警察官の職務は、本部が決定する。警察官の業務は、本部が行う。警察官の業務は、本部が行う。

三、警察官の組織は、本部が決定する。警察官の任用は、本部が行う。警察官の給与は、本部が決定する。警察官の懲戒は、本部が行う。

四、警察官の業務は、本部が決定する。警察官の業務は、本部が行う。警察官の業務は、本部が行う。

五、警察官の組織は、本部が決定する。警察官の任用は、本部が行う。警察官の給与は、本部が決定する。警察官の懲戒は、本部が行う。

六、警察官の業務は、本部が決定する。警察官の業務は、本部が行う。警察官の業務は、本部が行う。

七、警察官の組織は、本部が決定する。警察官の任用は、本部が行う。警察官の給与は、本部が決定する。警察官の懲戒は、本部が行う。

八、警察官の業務は、本部が決定する。警察官の業務は、本部が行う。警察官の業務は、本部が行う。

九、警察官の組織は、本部が決定する。警察官の任用は、本部が行う。警察官の給与は、本部が決定する。警察官の懲戒は、本部が行う。

十、警察官の業務は、本部が決定する。警察官の業務は、本部が行う。警察官の業務は、本部が行う。

本部中央委員殿

東京交通労働組本部 印